

## 子ども医療費（通院）の支給対象年齢を拡大しました

4月1日診療分から、子ども医療費の通院における支給対象年齢を「中学校卒業まで（満15歳に達する日の属する年度の末日まで）」に拡大しました。

これに伴い、子ども医療費受給資格証の色が、これまでのクリーム色から黄緑色に変わりました。4月1日(月)以降は新しい受給資格証をご利用ください。

国の予防接種制度の改正に伴い、定期予防接種に次のとおり変更がありましたのでお知らせします。

**●BCGの接種期限の延長**  
4月1日(月)からBCGの接種期限が「生後6か月に至るまで」から「生後1歳に至るまで」になりました。

**●日本脳炎予防接種の特例**  
日本脳炎の定期予防接種の積極的勧奨の差し控え（平成17年5月30日～平成22年3月31日）により、予防接種を受けていない平成7年6月1日から平成19年4月1日までに生まれた方は、20歳未満まで

既に受給資格証（クリーム色）をお持ちの方には、3月下旬に新しい受給資格証（黄緑色）を郵送しましたので、改めて手続きをする必要はありませんが、届いていない場合は、子育て支援課または各総合支所福祉課までご連絡ください。

子ども医療費受給資格の登録がお済みでない方は、資格登録の手続きをお願いします。

の間を定期予防接種の対象とする特例措置が設けられています。

4月1日(月)から、特例措置の対象に平成7年4月2日から5月31日までに生まれた方も追加されます。

接種される場合は、事前に委託医療機関に予約が必要です。また、過去の接種回数を確認しますので必ず母子健康手帳を持参してください。

**●定期の予防接種の機会を逃がしてしまった方へ**  
長期の療養等により定期の予防接種の機会を逃がしてしまった方を対象に1月30日か

4月15日(月)までに登録の申請をした場合は、4月1日診療分の医療費から助成の対象となります。4月16日(火)以降に登録の申請をした場合は、申請日以降の診療分が助成対象となりますのでご注意ください。

問合せ 子育て支援課医療手当係（内線3287）／各総合支所福祉課（菖蒲・内線146／栗橋・内線238／鷺宮・内線166）

## 定期予防接種の変更についてのお知らせ

ら、定期予防接種の期間が延長となる特例措置が設けられました。特例措置の規定に該当する可能性のある方は、各保健センターへご連絡ください。

なお、医師の診断書や意見書など証明できるものが必要です。

詳しくはお問い合わせください。

問合せ 各保健センター（中央 ☎21・5354／菖蒲 ☎85・7021／栗橋 ☎52・5577／鷺宮 ☎58・8521）

## 自立支援医療（育成医療）と未熟児養育医療給付の申請窓口が市の窓口になります

4月1日(月)から、自立支援医療（育成医療）と未熟児養育医療給付の申請窓口が、県の保健所から、市の子育て支援課または各総合支所福祉課に変わります。

**●自立支援医療（育成医療）**  
自立支援医療（育成医療）とは、現在身体に障がいがある、または疾患があり治療しないと将来障がいを残すと認められる子どもが、手術などの治療によりその症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようなになると認められる場合に、その治療に要する医療費の一部を市が負担するものです。

**●未熟児養育医療給付**  
身体が発育が未熟な状態で生まれ、入院治療を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費の一部を市が負担します。

**対象** 満1歳未満で、養育医療の対象となる未熟児であると認められる乳児

**助成内容** 全国の指定養育医療機関で未熟児の入院治療を受ける際の保険診療分の費用を助成します。世帯の所得税額等に応じて、自己負担金が生じます。

**申請方法** 原則、出生後2週間以内に必要書類を添えて、窓口で申請してください。

**必要書類** 養育医療給付申請書、養育医療意見書、世帯調書など

**申請先 問合せ** 各申請とも、子育て支援課医療手当係（内線3287）または各総合支所福祉課（菖蒲・内線146／栗橋・内線238／鷺宮・内線166）へ

**必要書類** 自立支援医療費